

## JU 東京 書類規定

- ① 書類は成約後、必ず JU 東京書類送付書を添付し提出願います。

完備書類一式到着日時	支払日
月曜日（当日開催分のみ） AA 終了 1 時間	火曜日
火曜日 13 時迄	水曜日
水曜日 13 時迄	木曜日
木曜日 13 時迄	金曜日
土曜日 13 時迄	月曜日

- ※1 提出受付時間は、9：00～17：00迄  
※2 支払日が祝日の場合は、金融機関翌営業日となります。  
※3 月曜日はオークション当日開催分の書類のみの対応となります。前回開催分の書類の支払（土曜日 13 時以降～火曜日 13 時迄）は水曜日となります。

- ② 書類提出期限はオークション開催日を含む 10 日（17：00 迄）です。  
提出期限を過ぎたものについてはペナルティ 1 万円、1 日経過ごとに 2 千円加算にて処理させていただきます。

※抹消出品車両で車両にナンバー付きで出品。成約後出品店にてナンバー外し忘れの場合、ナンバー外し手数料5000円別途かかりますのでご注意下さい。

電子車検証の場合は自動車検査記録事項を添付、無き場合は不備扱いとする。

- ③ オークション開催日を含め 21 日経過（21 日目が日曜日の為、翌月曜日 9：00 の時点で経過したこととします）しても書類を提出しない場合は、落札店のキャンセル申立を認めます。ペナルティ 10 万円+遅延ペナルティ+AA 経費+JU 東京が認める諸経費にて処理させていただきます。

- ④ 書類の有効期限は事務局到着日から 1 ヶ月以上のあるものとなります。  
但し、出品票名義変更期限欄に記載したものについては事務局到着日から 20 日以上書類有効期限とします。尚、記載日が 20 日を満たないものは名義変更期限を足りない分延長致します。

書類期限の有効期限が足りないもので差替の効かないものは、落札店が承認した場合は早期名義変更ペナルティ 1 万円にて承諾したものとします。

但し、承認後期限を失効した場合は通常の差替ペナルティを適用します。

（特例書類の場合も同様にペナルティ 1 万円にて対応します）

- ⑤ 書類発送後、落札店は書類の不備・付属品の欠品が無いかを十二分に確認をお願いいたします。不備・欠品・預託金額相違・身障者用途消費税返金請求の申告は **書類発送日含む 7 日間**とします。申告日は15時迄が当日扱い以降は翌日扱いとします。（但し、登録時発覚の印影違い、住所違い等は発送後 7 日間は適用外）

書類不備は書類を出品店へ返送日含む7日以内にJU東京へご提出をお願い致します。

8 日目よりペナルティ 1 万円、1 週間ごとに 1 万円加算処理させていただきます。付属品の欠品は落札店の欠品申告日含む 7 日以内に JU 東京へご提出をお願い致します。提出なき場合又は出品店からの申告にてクレーム欠品処理致します。

預託金額相違・身障者用途消費税返金請求は申告後、JU 東京にて確認後処理させていただきます。

- ⑥ ダブル移転（ディーラー会社合併を除く）、名義人死亡相続（共同相続）、法人解散等の書類の受付は致しません。必ず名義変更後の出品をお願い致します。
- ⑦ 事業用での車検付の出品は出来ません。自家用に変更後又は、抹消での出品をお願い致します。

⑧ 自賠責保険の使用の本拠地が離島の場合は、必ず出品票に**離島**と申告をお願い致します。申告なき場合は本土用に変更後ご提出下さい。

⑨ **書類提出時、リサイクル券なき場合は不備扱いとなります。**

- ⑩ 自動車税の還付委任状の対応は致しておりませんので、出品店にて保管をお願い致します。

尚、二次抹消での自動車税の返金は、抹消日より 1 週間以内に J U 東京に名義変更完了通知が到着分のみ対応させていただきます。

⑪ **車検証の FAX 依頼は入金確認後の対応となります。**

- ⑫ リサイクル引取報告でのトラブル

(1) 落札店サイドにて J U 東京に書類到着前にリサイクルの引取報告をし、出品店に迷惑をかけた場合。（出品店にて登録手続きが出来ない場合）  
ペナルティ 3 万円+実費（登録代行料のみ）

引取り報告が取り下げられない場合は、抹消出品に変更と致します。

尚、解体報告完了の場合は、手続きが永久抹消登録のみの為出品店からの書類提出は現在登録証明書にて対応となります。現在登録証明書代2000円+消費税は落札店へ請求致します。（落札店は重量税還付手続き不可）

(2) 出品店サイドにてリサイクルの引取報告がされていて、落札店にて名義変更処理が出来ない場合。

落札店の申告日含む 7 日以内に引取り報告が解除出来ない場合はペナルティ 1 万円、以降 1 週間ごとに 1 万円の加算処理をさせていただきます。

出品店が、J U 東京からの連絡日を含む 1 ヶ月以内に状況回復が出来ない場合、落札店はキャンセルすることが出来ます。

- ⑬ 差押えにより抹消出来ない場合、又は放置違反金滞納による車検拒否の場合出品店は落札店申告日を含む 7 日以内に解除をお願い致します。

落札店の申告日含む 7 日以内に状況回復出来ない場合はペナルティ 1 万円、以降 1 週間ごとに 1 万円加算処理させていただきます。

出品店が J U 東京からの連絡日を含む 1 ヶ月以内に状況回復出来ない場合、落札店はキャンセルすることが出来ます。

- ⑭ 名義変更は、**名義変更等通知**期限内に名義変更（移転登録または抹消登録）の完了証明書を提出するものとします。専用FAX番号**048-990-8655**以外無効

尚、提出なき場合は、**ペナルティ1万円**と致します。

**また、名義変更等通知期限から1週間以内に完了証明を提出無き場合は**

現在登録証明にて完了とさせていただきます。(軽自動車は容易に現在登録証明が取得できない為除く)

但し、現在登録証明代として、2000円+消費税を請求させていただきます。

名義変更等通知期限を超過した場合は、ペナルティ 1 万円、以降 1 週間ごとに 1 万円を加算処理させていただきます。

※名義変更等通知期限到着時の不鮮明・写真は、未着とみなします。

㊦名義変更完了証明は登録事項等通知書では受付致しません。

- ⑮ 納税証明書の取り扱いは、成約書類を提出する際、AA開催の翌月末までに車検を迎える車両は、自動車税が完納されているものとします。

納税証明書が成約書類に添付されていない場合、落札店にて納税確認が出来ない車両については納税証明書を請求することが出来ます。(必ずJU東京を介して申し出する) JU東京に落札店から申告時点でペナルティ 1 万円、以降 1 週間経過ごとに 1 万円加算させていただきます。

又、車検がAA開催の翌月末以上で、納税証明書が成約書類に添付されていない場合、落札店にて納税確認出来ない車両については、車検満了日の前月から納税証明書を請求することが出来ます。(必ずJU東京を介して申し出する) JU東京から出品店へ請求した日より 7 日以内にJU東京へ提出なき場合、ペナルティ 1 万円、以降 1 週間経過ごとに 1 万円加算させていただきます。

㊦車検時に自動車税の未納が発覚し車検が受けられない場合は、(車検満了日の前月以前に車検を受ける際は対象外) ペナルティ 1 万円、以降 1 週間経過ごとに 1 万円加算させていただきます。

- ⑯ 落札店は車検付車両を落札した場合、自動車税相当額として、AA開催の翌月から年度末までをJU東京に預託するものとします。

又、3 月開催のAAにて車検付車両を落札した場合は、翌年度分の自動車税相当額を預託するものとします。

軽自動車の名義変更保証金は 1 万円をお預かりいたします。但し、3 月開催の軽自動車の保証金を一律 1 万 5 千円と致します。

尚、開催翌年度の名義変更の場合、自動車税相当額は落札店負担と致します。名義変更完了後、自動車税相当額及び名義変更保証金の返金処理をさせていただきます。

返金は第 2 第 4 の月曜日、AA計算書にて計上させて頂き月 2 回の対応です。